

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 同 上

第六十八条の十一第一項中「第七項」を「第三項」に改め、同条第二項中「以下第十項まで」を「第四項」に、「第六十八条の十五の六第一項に規定する特定生産性向上設備等」を「生産性向上設備等（生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち政令で定める規模のものをいう。）」に改め、「この項の下に「及び第四項」を加え、「第八項」を「第四項」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「。以下この条」を「。以下この項及び次項第二号」に、「（以下この条）」を「（以下この項及び同号）」に、「第一項及び第二項」を「前二項」に、「第九項まで及び第十一項」を「第六項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「（第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。）」を削り、「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「第七項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第九項に」を「前項に」に、「おける第七項又は第八項」を「おける第三項又は第四項」に、「第四十二条の六第七項又は第八項」を「第四十二条の六第三項又は第四項」に、「第七項又は第八項」を「第三項又は第四項」に、「同条第七項又は第八項」を「同条第三項又は第四項」に、「既に第九項」を「既に前項に、「同条第九項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「第七項から第九項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、「同項を同条第七項とし、同条第十三項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「第四項

第六十八条の十一第一項中「第七項」を「第三項」に改め、同条第二項中「以下第十項まで」を「第四項」に、「第六十八条の十五の六第一項に規定する特定生産性向上設備等」を「生産性向上設備等（生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち政令で定める規模のものをいう。）」に改め、「この項の下に「及び第四項」を加え、「第八項」を「第四項」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「。以下この条」を「。以下この項及び次項第二号」に、「（以下この条）」を「（以下この項及び同号）」に、「第一項及び第二項」を「前二項」に、「第九項まで及び第十一項」を「第六項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「（第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。）」を削り、「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「第七項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第九項に」を「前項に」に、「おける第七項又は第八項」を「おける第三項又は第四項」に、「第四十二条の六第七項又は第八項」を「第四十二条の六第三項又は第四項」に、「第七項又は第八項」を「第三項又は第四項」に、「同条第七項又は第八項」を「同条第三項又は第四項」に、「既に第九項」を「既に前項に、「同条第九項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「第七項から第九項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、「同項を同条第七項とし、同条第十三項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「第四項

まで及び第七項から第九項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中「第七項及び第八項」を「第三項及び第四項」に、「に、これら」を「にこれら」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十八項中「第九項の」を「第五項の」に、「第十一項」を「第六項」に、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第三項」に、「第四十二条の六第九項」を「第四十二条の六第五項」に、「同項」を「同項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十九項を削り、同条第二十項中「第七項から第九項までの規定の」を「第三項から第五項までの規定の」に、「第六十八条の十一第七項から第九項まで」を「第六十八条の十一第三項から第五項まで」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十一項中「第十二項の」を「第七項の」に、「第六十八条の十一第七項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十二項中「第十三項から第十九項まで」を「第八項から第十二項まで」に、「第十二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第六十八条の十四第一項中「第二条第二項第一号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるもの又は同項第二号に掲げる事業をいう。以下この条」を「第二十七条の二に規定する特定事業をいう。以下この項及び次項」に、「もの（以下この条）を「もの（以下第四項まで」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「及び第十一項」を削り、「第四十二条の十第一項各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める」を「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この項」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第四十二条の十第一項第一号イに掲げる減価償却資産のうち同号に規定する開発研究の用に供されるもの」を「第四十二条の十第三項に規定する開発研究用資産」に、「の同号」を「の同条第一項第一号」に改め、「算入する金額」の下に「（第六十八条の九第

まで及び第七項から第九項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中「第七項及び第八項」を「第三項及び第四項」に、「に、これら」を「にこれら」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十八項中「第九項の」を「第五項の」に、「第十一項」を「第六項」に、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第三項」に、「第四十二条の六第九項」を「第四十二条の六第五項」に、「同項」を「同項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十九項を削り、同条第二十項中「第七項から第九項までの規定の」を「第三項から第五項までの規定の」に、「第六十八条の十一第七項から第九項まで」を「第六十八条の十一第三項から第五項まで」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第三項から第五項まで」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十一項中「第十二項の」を「第七項の」に、「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十二項中「第十三項から第十九項まで」を「第八項から第十二項まで」に、「第十二項」を「第七項」に改め、「第十二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第六十八条の十四第一項中「第二条第二項第一号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるもの又は同項第二号に掲げる事業をいう。以下この条」を「第二十七条の二に規定する特定事業をいう。以下この項及び次項」に、「もの（以下この条）を「もの（以下第四項まで」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「及び第十一項」を削り、「第四十二条の十第一項各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める」を「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この項」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第四十二条の十第一項第一号イに掲げる減価償却資産のうち同号に規定する開発研究の用に供されるもの」を「第四十二条の十第三項に規定する開発研究用資産」に、「の同号」を「の同条第一項第一号」に改め、「算入する金額」の下に「（第六十八条の九第

六項第六号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）を加え、同項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とし、同条第八項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「又は第三項」及び「若しくは第三項」を削り、「この款並びに」を「この款及び」に、「第六十八条の十四第二項及び第三項」を「第六十八条の十四第二項」に、「同条第二項及び第三項」を「同項」に、「までに掲げる金額並びに」を「までに掲げる金額及び」に、「これら の規定」を「同項」に、「並びに」を「〔及び〕に、〔〕並びに」を「〔〕及び」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第七項から第十一項まで」を「第四項から第七項まで」に、「第六項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

六項第六号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とし、同条第八項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「又は第三項」及び「若しくは第三項」を削り、「この款並びに」を「この款及び」に、「第六十八条の十四第二項及び第三項」を「第六十八条の十四第二項」に、「同条第二項及び第三項」を「同項」に、「までに掲げる金額並びに」を「までに掲げる金額及び」に、「これららの規定」を「同項」に、「並びに」を「及び」に、「並びに」を「」及びに」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同一項まで」を「第四項から第七項まで」に、「第六項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第六十八条の十五第一項中「もの（以下この条）を「もの（以下第三項まで」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「事業（以下この条）を「事業（以下この項及び次項）に改め、「及び第十項」を削り、「百分の五十」を「百分の四十」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この項」に、「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の人」を「百分の六」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「から第三項までの規定は」を「及び第二項の規定は」に改め、同項第四号イ中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「又は第三項」を削り、「第六十八条の十五第二項若しくは第三項」を「第六十八条の十四の二第二項」に、「この款並びに」を「この款及び」に、「第十八条の十五第二項及び第三項」を「第六十八条の十四の二第二項」に、「同条第二項及び第三項」を「同項」に、「までに掲げる金額並びに」を「までに掲げる金額及び」に、「これらの規定」を「同項」に、「並びに」を「（及び）に、（）並びに」を「）及び」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「第六項から第

第六十八条の十五第一項中「もの（以下この条）を「もの（以下第三項まで」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「事業（以下この条）を「事業（以下この項及び次項）に改め、「及び第十項」を削り、「百分の五十」を「百分の四十」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この項」に、「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の八」を「百分の六」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「から第三項までの規定は」を「及び第二項の規定は」に改め、同項第四号イ中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「又は第三項」を削り、「第六十八条の十五第二項若しくは第三項」を「第六十八条の十四の二第二項」に、「この款並びに」を「この款及び」に、「第十八条の十五第二項及び第三項」を「第六十八条の十四の二第二項」に、「同条第二項及び第三項」を「同項」に、「までに掲げる金額並びに「を「までに掲げる金額及び」に、「これらの規定」を「同項」に、「並びに」を「「及び」に、「」並びに」を「」及び」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二

十項まで」を「第三項から第六項まで」に、「から第五項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第六十八条の十四の二とする。

第六十八条の十五の四第五項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第九項及び第十項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第十二項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第六十八条の十五の五第一項中「第六十八条の十五の三の規定の適用を受ける連結事業年度及び」を削り、「当該雇用者給与等支給増加額」の下に「（当該連結事業年度において第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特定地域基準雇用者数の合計、同条第二項に規定する地方事業所基準雇用者数の合計及び同条第三項の規定の適用に係る同条第五項第十一号に規定する地方事業所特別基準雇用者数の合計の算定の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」を加え、「同条第二項」を「第六十八条の九第二項」に改め、同条第四項中「に、同項」を「に同項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ・ロ 省 略

ハ 第五条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定並びに附則第三十三条の規定

二・ト 省 略

四・五 省 略

六 次に掲げる規定 平成二十九年四月一日

第六十八条の十五の四第五項中「第六項から第十項まで」を「第三項から第六項まで」に、「から第五項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第六十八条の十四の二とする。

第六十八条の十五の四第五項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第九項及び第十項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第十一項及び第十二項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第六十八条の十五の五第一項中「第六十八条の十五の三の規定の適用を受ける連結事業年度及び」を削り、「当該雇用者給与等支給増加額」の下に「（当該連結事業年度において第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特定地域基準雇用者数の合計、同条第二項に規定する地方事業所基準雇用者数の合計及び同条第三項の規定の適用に係る同条第五項第十一号に規定する地方事業所特別基準雇用者数の合計の算定の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」を加え、「同条第二項」を「第六十八条の九第二項」に改め、同条第四項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第六項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 同 上

一・二 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 第五条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定並びに附則第三十三条、第四十条第三項及び第四十三条第四項の規定

二・ト 同 上

イ 第十条中租税特別措置法第十条の五の四を削る改正規定、同法第

十条の六の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定、同法第四十二条の四第六項第二号イの改正規定（「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の五第七項及び第八項」を「並びに第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の四を削る改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十三号の改正規定、同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とする改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定（「、第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の五第七項及び第八項」を「並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を「並びに第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第一項第十三号の改正規定、同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とする改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定（「、第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第一項第十三号の改正規定、同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とする改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定（「、第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第一項第十三号の改正規定、同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とする改正規定、同法第六十六条の四の改正規定、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定、同法第六十六条の四の三の改正規定、同法第六十七条号の改正規定（「、第四十二条の十二の五」を削る部分に限る。）、同法第六十六条の四の改正規定、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定、同法第六十六条の四の三の改正規定、同法第六十七条号の改正規定（「、第四十二条の十二の五」を削る部分に限る。）、同法第六十六条の四の改正規定、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定、同法第六十六条の四の三の改正規定、同法第六十七条号の改正規定（「、第四十二条の十二の五」を削る部分に限る。）、同法第六十八条の九第六項第二号イの改正規定（「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を「並びに第六十八条の十五の五」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九第六項第二号イの改正規定（「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を「並びに第六十八条の十五の五」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の六の改正規定、同法第六十八条の十五の七第一項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とする改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「、第六十八条の十五の六第一項」を削る部分に限る。）、同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「、第六十八条の十五の六」を削る部分に限る。）、同法第六十八条の八十八の二第一項の改正規定及び同法第六十八条の八十八条の百七の二の改正規定並びに附則第六十二条、第九十一条、第九十八条第一項

イ 第二条中法人税法第百四十二条の二第一項第四号の改正規定及び

附則第二十八条の規定

口 第三条の規定（同条中地方法人税法第十二条第五項の改正規定を除く。）並びに附則第三十条、第一百五十七条（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の表第十四項の改正規定に限る。）、第一百五十八条、第一百五十九条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の表第十二項の項の改正規定に限る。）及び第一百六十条の規定

ハ 第十条中租税特別措置法第十条の五の四を削る改正規定、同法第

十条の六の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定、同法第四十二条の四第六項第二号イの改正規定（「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の五第七項及び第八項」を「並びに第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の五を削る改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十三号の改正規定、同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とする改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定（「、第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第一項第十三号の改正規定、同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とする改正規定、同法第六十六条の四の改正規定、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定、同法第六十六条の四の三の改正規定、同法第六十七条号の改正規定（「、第四十二条の十二の五」を削る部分に限る。）、同法第六十六条の四の改正規定、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定、同法第六十六条の四の三の改正規定、同法第六十七条号の改正規定（「、第四十二条の十二の五」を削る部分に限る。）、同法第六十八条の九第六項第二号イの改正規定（「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を「並びに第六十八条の十五の五」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九第六項第二号イの改正規定（「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を「並びに第六十八条の十五の五」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十第一項第十四項の改正規定、同法第六十八条の十一第二十項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同条第二十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十三第八項及び第九項の改正規定、同法第六十八条の十四第十二項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五第十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同

から第四項まで、第一百三条、第一百十四条、第一百二十一条及び第一百二十六条の規定

口 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項の改正規定（「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を削る部分に限る。）及び同法第二十五条の二第三項の改正規定（「、第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を削る部分に限る。）

ハ 省 略

七 省 略	七 の 二 附則第四十条第三項の規定	平成三十一年七月一日
七 の 三 次に掲げる規定	平成三十一年十月一日	
イ 第二条中法人税法第一百四十二条の二第一項第四号の改正規定及び 附則第二十八条の規定		

分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の二第七項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の三第十項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の四第十一項及び第十二項の改正規定、同法第六十八条の十五の五六項の改正規定、同法第六十八条の十五の六の改正規定、同法第六十八条の十五の七第一項第十四号を削り、同法第五十五号を同項第十四号とする改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「、第六十八条の十五の六第一項」を削る部分に限る。）、同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「、第六十八条の十五の六」を削る部分に限る。）、同法第六十八条の八十八の改正規定、同法第六十八条の八十八の二第一項の改正規定並びに同法第六十八条の百七の二の改正規定並びに附則第六十二条、第九十三条、第九十八条第一項から第四項まで、第一百三条、第一百六条、第一百十四条、第一百二十一条及び第一百二十六条の規定

二
口 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項の改正規定（「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を削る部分に限る。）、同法第二十五条の二第二項の改正規定、同条第十三項の改正規定（「、第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を削る部分に限る。）、同法第二十五条の二第二第八項の改正規定、同法第二十五条の二の三第八項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定及び同法第二十五条の三の三第四項の改正規定並びに附則第一百四十三条第二項の規定

ホ
ト
上

ヘ
附則第三十四条から第三十九条まで、第四十条（第三項を除く。）
）、第四十一条、第四十二条及び第四十三条（第四項を除く。）の規

口 第三条の規定（同条中地方法人税法第十二条第五項の改正規定を除く。）並びに附則第三十条、第一百五十九条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の表第十二項の項の改正規定に限る。）及び第一百六十条の規定

八 第十条中租税特別措置法第六十八条の九第十項の改正規定、同法第六十八条の十第十四項の改正規定、同条第十五項の改正規定、同法第六十八条の十一第二十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十三第八項及び第九項の改正規定、同法第六十八条の十五の二第七項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の四第十二項の改正規定並びに附則第一百六条の規定

三 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時条例に関する法律第二十五条の二第十二項の改正規定、同法第二十五条の二の二第八項の改正規定、同法第二十五条の二の三第八項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定及び同法第二十五条の三の三第四項の改正規定並びに附則第一百四十三条第二項の規定

ホ 附則第三十四条から第三十九条まで及び第四十条（第三項を除く。）の規定

八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 平成三十三年十月一日

九 次に掲げる規定 平成三十五年十月一日

イ 第五条の規定（同条中消費税法第二条第四項の改正規定、同法第

四条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法別表第一第四号イの改正規定

九 八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 平成三十一年四月一日

イ 第五条の規定（同条中消費税法第二条第四項の改正規定、同法第

四条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法別表第一第四号イの改正規定

(「（別表第二）を「（同表）に改める部分に限る。」及び同表第十二号の改正規定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）を除く。）（附則第四十四条第一項及び第五十二条第一項において「三十五年改正規定」という。）並びに附則第四十六条から第五十三条まで及び第一百六十一条の規定

口・ハ省略
十・十六省略

（還付金の益金不算入に関する経過措置）

第二十八条 新法人税法第一百四十二条の二第一項の規定は、外国法人の平成三十一年十月一日以後に開始する新法人税法第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る新法人税法第一百四十二条の二第一項第四号に規定する還付金の額について適用し、外国法人の同日以前に開始した第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る旧法人税法第一百四十二条の二第一項第四号に規定する還付金の額については、なお従前の例による。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 第三条の規定による改正後の地方法人税法（以下この条において「新地方法人税法」という。）の規定（新地方法人税法第二十三条の規定を除く。）は、法人の平成三十一年十月一日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用し、法人の同日前に開始した課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 新法人税法第一百四十二条の二第一項の規定は、外国法人の平成二十九年四月一日以後に開始する新法人税法第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る新法人税法第一百四十二条の二第一項第四号に規定する還付金の額について適用し、外国法人の同日以前に開始した第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る旧法人税法第一百四十二条の二第一項第四号に規定する還付金の額については、なお従前の例による。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 第三条の規定による改正後の地方法人税法（以下この条において「新地方法人税法」という。）の規定（新地方法人税法第二十三条の規定を除く。）は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用し、法人の同日前に開始した課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

2 省略

3 新地方法人税法第二十三条の規定は、法人の平成三十一年十月一日以後に開始する同条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額について適用し、法人の同日前に開始した第三条の規定による改正前の地方法人税法第二十三条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額については、なお従前の例による。

2 同上

3 新地方法人税法第二十三条の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する同条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額について適用し、法人の同日前に開始した第三条の規定による改正前の地方法人税法第二十三条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額については、なお従前の例による。

4 省略

(「（別表第二）を「（同表）に改める部分に限る。」及び同表第十二号の改正規定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）を除く。）（附則第四十四条第一項及び第五十二条第一項において「三十三年改正規定」という。）並びに附則第四十六条から第五十三条まで及び第一百六十一条の規定

口・ハ同上
十・十六同上

（還付金の益金不算入に関する経過措置）

第二十八条 新法人税法第一百四十二条の二第一項の規定は、外国法人の平成二十九年四月一日以後に開始する新法人税法第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る新法人税法第一百四十二条の二第一項第四号に規定する還付金の額について適用し、外国法人の同日以前に開始した第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る旧法人税法第一百四十二条の二第一項第四号に規定する還付金の額については、なお従前の例による。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 第三条の規定による改正後の地方法人税法（以下この条において「新地方法人税法」という。）の規定（新地方法人税法第二十三条の規定を除く。）は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用し、法人の同日前に開始した課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

(二十八年新消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第五条の規定（同条中消費税法第二条第四項の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定（「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定（「別表第二」を「（同表）」に改め部分に限る。）及び同表第十二号の改正規定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）による改正後の同法（以下附則第四十条までにおいて「二十八年新消費税法」という。）第十二条の四の規定は、同条第一項に規定する事業者で、施行日以後に高額特定資産の仕入れ等（同項に規定する高額特定資産の仕入れ等をいう。）を行った場合（同項に規定する自己建設高額特定資産にあっては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が施行日以後に完了した場合とする。次項において同じ。）に該当することとなるものについて適用する。この場合において、同条第一項第二号に定める日が施行日前である場合における同項の規定の適用については、施行日を同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日とみなす。

3 2 省略

施行日から附則第一条第九号に定める日（以下附則第五十二条までにおいて「三十五年施行日」という。）の前日までの間における二十八年新消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合並びに」とあるのは「場合及び」と、「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」と、同項第二号の二中「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」とする。

(三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置)

第三十四条 事業者が、平成三十一年十月一日（以下附則第四十条までにおいて「三十一年適用日」という。）から三十五年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号

(二十九年新消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第五条の規定（同条中消費税法第二条第四項の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定（「別表第二」を「（同表）」に改め部分に限る。）及び同表第十二号の改正規定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）による改正後の同法（以下附則第四十三条までにおいて「二十九年新消費税法」という。）第十二条の四の規定は、同条第一項に規定する事業者で、施行日以後に高額特定資産の仕入れ等（同項に規定する高額特定資産の仕入れ等をいう。）を行った場合（同項に規定する自己建設高額特定資産にあっては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が施行日以後に完了した場合とする。次項において同じ。）に該当することとなるものについて適用する。この場合において、同条第一項第二号に定める日が施行日前である場合における同項の規定の適用については、施行日を同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日とみなす。

3 2 同上

施行日から附則第一条第九号に定める日（以下附則第五十二条までにおいて「三十三年施行日」という。）の前日までの間における二十八年新消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合並びに」とあるのは「場合及び」と、「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」と、同項第二号の二中「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」とする。

(二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置)

第三十四条 事業者が、平成二十九年四月一日（以下附則第四十三条までにおいて「二十九年適用日」という。）から三十三年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号

に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第五十二条までにおいて同じ。）のうち次に掲げるもの（以下附則第三十九条までにおいて「三十一年軽減対象資産の譲渡等」という。）及び保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下附則第四十六条までにおいて同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同条までにおいて同じ。）のうち第一号に規定する飲食料品に該当するものに係る消費税の税率は、同法第二十九条の規定にかかわらず、百分の六・二四とする。

一・二 省 略

三十一年適用日から三十五年施行日の前日までの間における消費税法第三十条、第三十二条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、読み替えられたこれらの規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、三十一年適用日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。）及び三十一年適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ。）並びに三十一年適用日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、三十一年適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び三十一年適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

第三十条第一項	百十 分 の 七・八
百十 分 の 七・八（当該課税仕入 れが他の者から受けた三十一年 軽減対象資産の譲渡等（所得税 法等の一部を改正する法律（平 成二十八年法律第十五号）附則 第十四条第一項に規定する三 十一年軽減対象資産の譲渡等を	百十 分 の 七・八（当該課税仕入 れが他の者から受けた三十一年 軽減対象資産の譲渡等（所得税 法等の一部を改正する法律（平 成二十八年法律第十五号）附則 第十四条第一項に規定する三 十一年軽減対象資産の譲渡等を
同 上	同 上
同 上	百十 分 の 七・八（当該課税仕入 れが他の者から受けた二十九年 軽減対象資産の譲渡等（所得税 法等の一部を改正する法律（平 成二十八年法律第十五号）附則 第三十四条第一項に規定する二 十九年轻減対象資産の譲渡等を

二十九年適用日から三十三年施行日の前日までの間における消費税法第三十条、第三十二条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、読み替えられたこれらの規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、二十九年適用日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。）及び二十九年適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ。）並びに二十九年適用日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、二十九年適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び二十九年適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに二十九年適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

一・二 同 上

同 上	百十 分 の 七・八（当該課税仕入 れが他の者から受けた二十九年 軽減対象資産の譲渡等（所得税 法等の一部を改正する法律（平 成二十八年法律第十五号）附則 第三十四条第一項に規定する二 十九年轻減対象資産の譲渡等を
同 上	百十 分 の 七・八（当該課税仕入 れが他の者から受けた二十九年 軽減対象資産の譲渡等（所得税 法等の一部を改正する法律（平 成二十八年法律第十五号）附則 第三十四条第一項に規定する二 十九年轻減対象資産の譲渡等を
同 上	百十 分 の 七・八（当該課税仕入 れが他の者から受けた二十九年 軽減対象資産の譲渡等（所得税 法等の一部を改正する法律（平 成二十八年法律第十五号）附則 第三十四条第一項に規定する二 十九年轻減対象資産の譲渡等を

第三十二条第一項 第一号	第三十条第九項 第二号本	第三十条第九項 第二号二	第三十条第九項 第一号二	第三十条第九項 第一号八	第三十条第八項 第一号ハ	第三十条第八項 第一号ハ
百十 分の七・八	省 略	内 容	省 略	内 容	内 容 (当該課税仕入れが他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)	内 容 (当該課税仕入れが他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
百十 分の七・八 (当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた三十一年軽減対象資産の	同 上	内 容 (当該課税仕入れが他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)	同 上	内 容 (当該課税仕入れが他の者から受けた二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである旨)	内 容 (当該課税仕入れが他の者から受けた二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである旨)	内 容 (当該課税仕入れが他の者から受けた二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

第四十三条第一項第一号	第三十九条第一項		第三十八条第一項	第三十六条第一項	は、百八分の六・二四)
省 略	百十分の七・八	百分の十	百分の七・八 (当該課税仕入に係る棚卸資産が他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合には、百八分の六・二四)	百十分の七・八 (当該課税仕入に係る棚卸資産が他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合には、百八分の六・二四)	百十分の七・八 (当該課税仕入に係る棚卸資産が他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合には、百八分の六・二四)
省 略	百十分の七・八 (当該税込価額が三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四)	百分の十 (当該売上げに係る対価の返還等が三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四)	百分の七・八 (当該税込価額が三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四)	百分の七・八 (当該課税資産の譲渡等に係る棚卸資産が他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合には、百八分の六・二四)	百十分の七・八 (当該課税仕入に係る棚卸資産が他の者から受けた二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合には、百八分の六・二四)

同 上	同 上		同 上	同 上	は、百八分の六・二四)
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	百十分の七・八 (当該課税資産の譲渡等に係る棚卸資産が他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合には、百八分の六・二四)
同 上	百十分の七・八 (当該税込価額が二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四)	百分の十 (当該売上げに係る対価の返還等が二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四)	百分の七・八 (当該税込価額が三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四)	百分の七・八 (当該課税資産の譲渡等に係る棚卸資産が他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合には、百八分の六・二四)	百十分の七・八 (当該課税仕入に係る棚卸資産が他の者から受けた二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合には、百八分の六・二四)

第四十三条第一項第二号	省略			
第四十五条第一項第一号	省略			
第四十五条第一項第二号	省略			
第四十七条第一項第一号	省略			
第四十七条第一項第一号	省略			

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

3 前項前段の規定の適用がある場合における消費税法第三十条第七項の規定の適用については、前項前段の規定による読み替え前の同法第三十条第九項第一号に掲げる書類の交付を受けた事業者が、当該書類に係る課税資産の譲渡等の事実に基づき次に掲げる記載事項に係る追記をした当該書類を保存するときは、消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存があるものとみなして、同項の規定を適用する。

一 消費税法第三十条第九項第一号ハに掲げる記載事項（当該記載事項のうち、課税資産の譲渡等が三十一年軽減対象資産の譲渡等である旨に限る。）

二 省略

4 第一項の規定の適用を受ける三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。）の計算方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置）

第三十五条 事業者が、三十一年適用日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で三十一年適用日以後にそ

3 同上

一 消費税法第三十条第九項第一号ハに掲げる記載事項（当該記載事項のうち、課税資産の譲渡等が二十九年軽減対象資産の譲渡等である旨に限る。）

二 同上

4 第一項の規定の適用を受ける二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。）の計算方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置）

第三十五条 事業者が、二十九年適用日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で二十九年適用日以後にそ

の支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 省略

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第三十六条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、三十一年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価の額（同法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。）を収入した日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、三十一年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第三十七条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、三十一年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、三十一年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

3 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、三十一年適用日前に行つた課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第三十六条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、二十九年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価の額（同法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。）を収入した日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、二十九年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第三十七条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、二十九年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、二十九年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

3 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、二十九年適用日前に行つた課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。

の支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 同上

(三十一) 軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置

(二十九年) 軽減対
に関する経過措置

第三十八条 三十一年軽減対象資産の譲渡等（消費税法第七条第一項、第五条の規定（同条中同法第八条の改正規定に限る。以下この項及び附則の他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）を行ふ事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この項における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。）が五千万円以下である課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第四十九条までにおいて同じ。）（二十八年新消費税法第三十七条规定第一項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。）のうち三十一年適用日から三十五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。以下この項及び次項第一号において「二十四年消費税法改正法」という。）附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等その他の政令で定める課税資産の譲渡等を除く。以下この条及び次条第一項第一号において同じ。）の税込価額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。以下この条及び同項各号において同じ。）を税率の異なることに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に軽減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第

(二十九年轻減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等)に関する経過措置)

第三十八条 二十九年轻減対象資産の譲渡等 (消費税法第七条第一項、第五条の規定(同条中同法第八条の改正規定に限る。以下この項及び附則第五十二条第一項において同じ。)による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下附則第四十二条までにおいて同じ。)を行う事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下附則第四十三条までにおいて同じ。)が、適用対象期間(その基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。)が五千万円以下である課税期間(同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第四十九条までにおいて同じ。)(二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。)のうち二十九年適用日から三十三年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。)中に国内において行った課税資産の譲渡等(消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号。以下この項、次項第一号及び附則第四十一条第二項第一号において「二十四年消費税法改正法」という。)附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等その他の政令で定める課税資産の譲渡等を除く。以下附則第四十二条等において同じ。)の税込価額(対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課さるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。以下同条までにおいて同じ。)を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に軽減税率割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合

五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における三十一年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等(三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 省 略

二 前号に掲げる金額のうち、三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

三十一年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間(その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間であつて二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間のうち三十一年適用日から三十五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。)中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等軽減仕入割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る三十一年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る三十一年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額(消費税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。)、同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の百十(二十四年消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年

をいう。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における二十九年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等(二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 同 上

二 前号に掲げる金額のうち、二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

二十九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間(その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間であつて二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間のうち二十九年適用日から三十三年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。)中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等軽減仕入割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る二十九年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額(消費税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下附則第四十三条までにおいて同じ。)、特定課税仕入れに係る支払対価の額(同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額をいう。附則第四十一条第二項第一号において同じ。)に

消費税法改正法附則第五条第二項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定の適用を受ける特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。附則第四十四条第四項において同じ。）である場合には、百分の百八（二十九年消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第二項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定の適用を受ける特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。同号及び附則第四十四条第四項において同じ。））に係る消費税の課税標準に当該課税貨物に課された又は課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）を加算した金額（同条第一項及び附則第四十条第一項において「課税貨物に係る税込引取価額」という。）のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、三十一年軽減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額

4 省略

5 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業者（主として三十一一年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第一項の軽減売上割合又は第二項の小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

5 消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（前項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）につき、同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等の対象となつた課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該売上げに係る対価の返還等の金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該売上げに係る対価の返還等の金額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽減仕入割合（前項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十八条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を

百分の百十（二十四年消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第二項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定の適用を受ける特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。同号及び附則第四十四条第四項において同じ。）に係る消費税の課税標準に当該課税貨物に課された又は課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）を加算した金額（以下同条までにおいて「課税貨物に係る税込引取価額」という。）のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、二十九年軽減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額

4 同上

5 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業者（主として二十九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第一項の軽減売上割合又は第二項の小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

5 消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（前項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）につき、同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等の対象となつた課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該売上げに係る対価の返還等の金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該売上げに係る対価の返還等の金額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽減仕入割合（前項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十八条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を

適用することができる。

6 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（第四項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）に係る売掛金その他の債権につき、同条第一項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができないことによることができなくなった課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分することができない場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額に当該課税資産の譲渡等を行った第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽減仕入割合（第四項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十九条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

7 省略

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置）

第三十九条 三十一年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち三十一年適用日から三十一年適用日以後一年を経過する日の属する課税期間の末までの期間に該当する期間をいう。次項において同じ。）中に国内において行つた卸売業（前条第二項に規定する卸売業をいう。以下この項において同じ。）及び小売業（同条第二項に規定する小売業をいう。以下二の項において同じ。）に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第三十条第一項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額

適用することができる。

6 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（第四項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）に係る売掛金その他の債権につき、同条第一項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分することができない場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額に当該課税資産の譲渡等を行った第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽減仕入割合（第四項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十九条第一項に規定する二十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

7 同上

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置）

第三十九条 二十九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち二十九年適用日から二十九年適用日以後一年を経過する日の属する課税期間の末までの期間に該当する期間をいう。次項において同じ。）中に国内において行つた卸売業（前条第二項に規定する卸売業をいう。以下附則第四十二条までにおいて同じ。）及び小売業（同項に規定する小売業をいう。以下二の項において同じ。）に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第三十条第一項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額

軽減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第一号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に百八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額（同条第一項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額をいう。第三項において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 省 略

二 当該適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る経過措置

三十一年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額
254 省 略

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置）

第四十条 その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、三十一年適用日から三十一年適用日以後一年を経過するまでの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」という。）中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

3 2 省 略

第一項の規定により二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、三十一年適用日前においても、適用対象

に小売等軽減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に百八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額（同条第一項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額をいう。第三項及び附則第四十二条において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 同 上

二 当該適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る経過措置

二十九年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額
254 同 上

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置）

第四十条 その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、二十九年適用日から二十九年適用日以後一年を経過するまでの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」という。）中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

3 2 同 上

第一項の規定により二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、二十九年適用日前においても、適用対象

期間に係る同項の届出書を提出することができる。

4 省略

第四十一条から第四十三条まで 削除

期間に係る同項の届出書を提出することができる。

4 同上

(二十九年轻減対象資産の譲渡等を行う中小事業者以外の事業者の課税標準の計算等に関する経過措置)

第四十一条 二十九年轻減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間を含む。）のうち二十九年適用日から二十九年適用日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。以下附則第四十三条までにおいて同じ。）中に国内において行つた課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に輕減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「輕減対象税込売上額」という。）に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における二十九年轻減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から輕減対象税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等（二十九年轻減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額としてこの附則及び消費税法の規定を適用することができます。

一 当該適用対象期間における通常の事業を行う連続する十営業日（当該適用対象期間に通常の事業を行う連続する十営業日がない場合には、当該適用対象期間）中に国内において行つた課税資産の譲渡等の税込価額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、二十九年轻減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

二十九年轻減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等輕減仕入割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「